## 「統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会」運営要領(案)

平成 19 年 6 月 18 日

## (座長)

1 座長は、「統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会」(以下「懇談会」という。)を主宰する。

# (座長代理)

- 2 懇談会に座長代理を置くことができる。 座長代理は、座長が懇談会の構成員から指名するものとする。
- 3 座長代理は、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。

#### (関係者の出席)

4 座長は、必要があると認めるときは、関係者に懇談会への出席を求め、意見を聴くことができる。

#### (議事の公開)

5 懇談会は公開しないが、配布資料は懇談会終了後公表する。 懇談会における議事の概要については、事務局で取りまとめの上速やかにホームページで公開する とともに、議事録については、構成員の了解を得た上でホームページ上で公開する。

### (ワーキンググループ)

- 6 座長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。
- 7 ワーキンググループは、座長が指名する者により構成される。
- 8 ワーキンググループに関し必要な事項は、座長が定める。

## (その他)

9 前各項のほか、懇談会の運営その他の懇談会に関し必要な事項は、座長が定める。